

人間中心設計推進機構認定 人間中心設計専門家 資格更新制度規定

(目的)

第1条 特定非営利活動法人 人間中心設計推進機構（以下、HCD-Net という）は、人間中心設計（HCD）を実践する専門家の資質の保持と向上を図り、その生涯教育を推進するために、人間中心設計専門家の資格更新制度を設ける。本規定は、その手続きを定めたものである。

(資格の有効期間)

第2条 人間中心設計専門家の資格（以下、資格という）は、3年間（正確には資格認定証に記載された期間）を有効期間とする。

(資格更新の条件)

第3条 資格更新の申請が行える者は、資格年会費を滞納なく納め、資格の有効期間内に所定の資格更新ポイント（30ポイント以上）を取得した者とする。

(資格更新ポイント)

第4条 資格更新ポイントは、HCDに関連する実務活動、およびHCDに関連する学会・研究会等の参加・発表・運営等を対象として付与するものとする。付与する資格更新ポイントは、別表1のとおりとする。

2 資格更新の審査にあたっては、当該資格の有効期間内の活動により取得したポイントのみを有効と認める。

(資格更新の方法)

第5条 資格更新の手続きは、以下の手順で行うものとする。

- (1) 資格更新ポイント（30ポイント以上）の取得
- (2) 所定の申請書類の提出
- (3) 書類審査
- (4) 認定
- (5) 更新料および資格年会費の納入
- (6) 新認定証発行

(資格更新の申請)

第6条 資格更新の申請は、有効期限の3ヶ月前から有効期限までの間に行わなければならない。

2 ただし、以下に示すような正当な事由がある場合は、HCD-Net に届け出ることにより、

資格更新の申請期限を猶予してもらうことができる。

- (1) 妊娠・出産・育児あるいは長期療養等により、長期に関連業務に従事できなかった場合。
- (2) 海外研修等により、長期に海外に居住した場合。
- (3) 所属組織の倒産等の理由により、業務の継続が困難となった場合。
- (4) その他、HCD-Net が正当な事由であると認めた場合。

(資格更新の申請書類)

第7条 資格更新を申請するにあたっては、以下に示す所定の申請書類を提出するものとする。

- (1) 資格更新ポイント総括表
- (2) HCDに関連する実務活動を説明する書類

2 なお、資格更新ポイント対象の学会・研究会等の参加・発表を証明できる書類（参加証、発表プログラムなどのコピー）の提出を求める場合がある。

(資格更新料)

第8条 資格更新にあたっては、別途定めた資格更新料を徴収する。

(資格更新の審査)

第9条 資格更新の可否は、申請書類に基づいて、HCD-Net が審査する。

付則

この規定は、2010年4月1日から発効する。

(別表1)

ポイントを付与する HCD 活動等		ポイント		備考
HCD に関連する実務活動		最大7/年		更新申請書類に、プロジェクト名（固有名詞の省略可）、期間、概要（HCDに係る部分を中心に）、証明できる人の名前、連絡先を記載。社内活動等も含まれる。
学会・研究会等の参加者				
	・HCD-Net 主催・共催フォーラム、セミナー、講習会、サロンなどへの参加	1/2時間		更新申請書類に、セミナー名、日時を記載。
	・HCD に関連するフォーラム、セミナー、講習会、サロン等への参加	1/回		同上。社内セミナー等も含まれる。
学術論文の著者		筆頭	連名	
	・HCD-Net 会誌「人間中心設計」論文・記事等	5/件	2/件	更新申請書類に、論文・記事名、掲載年月日を記載。
	・HCD に関する論文およびそれに準ずる著作・記事等	4/件	2/件	同上。査読の有無は問わない。
学会・研究会等の発表者		筆頭	連名	
	・HCD-Net 主催学会・研究会	3/件	2/件	
	・関連学会	2/件	1/件	
フォーラム・セミナー等の講師				
	・HCD-Net 主催フォーラム・セミナー等の講師	3/時間		
	・関連学会のフォーラム・セミナー等の講師	3/回		更新申請書類に、セミナー名、日時を記載。社内セミナー等も含まれる。
委員会等のボランティア				
	・HCD-Net 主催委員会・ワーキンググループのメンバーとしての活動	1/回		年間最大5ポイントまで。更新申請書類に、会議名、日時を記載。
	・関連学会の委員会・ワーキンググループのメンバーとしての活動	1/回		年間最大5ポイントまで。更新申請書類に、会議名、日時を記載。

※本ポイント表は、随時見直しを行って変更することがあります。